

ご確認ください

所得税・住民税(特別区民税・都民税)の申告のとき

平成22年中にお支払いいただいた社会保険料の額の確認について

「国民健康保険料」「後期高齢者医療保険料」「介護保険料」は、お支払いいただいた全額が所得税や住民税の社会保険料控除の対象です。

お支払いいただいた額は、次の方でご確認いただけます。

○年金からの引き落し

(天引き)で支払った方

日本年金機構等から1月中にお送りした「公的年金等の源泉徴収票」に22年中にお支払いいただいた社会保険料の金額が記載されています。この金額は、22年中に年金から引き落とされた国

民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の金額です。

○納付書で支払った方

納付書(領収証書)で確認してください。

高齢者の方のおむつ代を医療費控除で確定申告する方へ

介護保険の要介護認定を受けている方のおむつ代を医療費控除の対象として確定申告する場合、最初に申告する年は、おむつ代の領収書に添付する医師発行の「おむつ使用証明書」が必要です。2年目からは、区が発行する「主治医意見書の内容確認書」で代用できます。

次の要件を全て満たす方に、確認書を発行します。詳しくは、お問い合わせください。

▼①おむつ代を医療費控除の対象とする確定申告が2年目以降(平成21年分確定申告でおむつ代を医療費控除として申告した方)

▼②22年中に購入したおむつ代を医療費控除で確定申告する

▼③21年または22年中に介護保険の要介護認定を受けている

▼④21年または22年中に記載された主治医意見書で、「寝たきり状態で尿失禁をする可能性がある」とことが認めできる

【問合せ】▼国民健康保険料・医療保険年金課国保収納係(本庁舎4階) □(5273)4158、▼後期高齢者医療保険料・高齢者医療料(本庁舎4階) □(5273)456

2、▼介護保険料・介護保険料資格係(本庁舎2階) □(5273)4273へ。

国民年金保険料の控除の申告には社会保険料控除証明書が必要です

国民年金保険料は、全額が確定申告・年末調整の社会保険料控除の対象です。

控除を受けるには、支払った国民年金保険料の金額を証明する書類の添付が必要です。

22年分の保険料のうち、9月30日までの納付を証明した「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、11月上旬に日本年金機構からお送りしました。確定申告の際は、この証明書と10月1日以降にお支払いいただ

いた保険料の領収証書を添付してください。

10月1日～12月31日に、22年分の保険料を初めて支払った方には、2月上旬に「控除証明書」をお送りします。

【問合せ】控除証明書専用ダイヤル □0570(070-117)(月～金曜日午前9時30分～午後4時)へ。IP電話・PHSからは □03(6700)1130へ。

寝たきりの高齢者の方等へ障害者控除が適用されます

65歳以上で寝たきりの方や認知症で日常生活に支障のある方は、「障害者手帳の交付を受けた方」と同様の資格があるものとして認定が受けられます(認定には基準があります)。

納税者は本人または被扶養者の方が認定を受けると、所得税・住民税の障害者控除が適用されます。詳しくは、お問い合わせください。

魚のおろし方教室



くらし

【日時】2月13日(日)午前10時～12時

【会場】落合第一地域センター(下落合4-6-7)

【対象】区内在住・在勤の方、20名(以前参加した方を除く)

【内容】区内鮮魚店主による魚の実技(初心者程度)

【持ち物】出刃包丁ほか

【問合せ】高齢者サービス課高齢者相談係(本庁舎2階) □(5273)4593へ。

◆講座・催し等の申し込み◆

はがき・ファックスの記載例

※あて先は各記事の申し込み先へ。
※費用の記載のないものは、原則無料。

- ①講座・催し名
- ②〒・住所
- ③氏名(ふりがな)
- ④電話番号
(往復はがきには、返信用にも住所・氏名)

0・0・023西新宿6-8-2

□(3344)0701へ。応募者多数の場合は抽選。

3時(表彰式)

□(3950)2962へ。

4時(表彰式)

□(3950)2962へ。

3時(講演会)

□(3950)2962へ。

3時(表彰式)

□(3950)2962へ。

3時(講演会)

□(3950)2962へ。

3時(講演会)</h2